

堺市クリーンセンター臨海工場

維持管理計画

1. 維持管理に関する方針

施設の維持管理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令に定められた基準を遵守するとともに、下記の生活環境保全のため達成することとした数値を守るため、施設の機能維持に努め、その検証（定期的な分析測定計画）を確実にを行います。

2. 排ガスの性状、放流水の水質について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 排ガス

項目	達成することとした数値	根拠法令等	規制基準値
ばいじん	0.02g/m ³ N 以下	大気汚染防止法施行規則第4条	0.04g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	20ppm 以下	硫黄酸化物の総排出量規制	5.526m ³ N/h (37ppm) 以下
窒素酸化物	50ppm 以下	窒素酸化物に係る総量規制	22.685m ³ N/h (147ppm) 以下
塩化水素	20ppm 以下	府条例 有害物質	570mg/m ³ N (350ppm) 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	ダイオキシン類対策特別措置法	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下
一酸化炭素	20ppm 以下 (4時間移動平均値) 50ppm 以下 (1時間平均値)	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等 ガイドライン (H9.1)	30ppm 以下 (4時間移動平均値) 100ppm 以下 (1時間平均値)

(2) 排水

項目	達成することとした数値	根拠法令等	規制基準値
温度	45℃未満	堺市下水排除基準	45℃未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満	同上	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/ℓ未満	同上	600mg/ℓ未満
浮遊物質量	600mg/ℓ未満	同上	600mg/ℓ未満
よう素消費量	220mg/ℓ未満	同上	220mg/ℓ未満
ノルマルヘキサン抽出物質量		同上	
鉱油量	5mg/ℓ以下		5mg/ℓ以下
動植物油脂類	30mg/ℓ以下		30mg/ℓ以下
銅	3mg/ℓ以下	同上	3mg/ℓ以下
亜鉛	2mg/ℓ以下	同上	2mg/ℓ以下
全クロム	2mg/ℓ以下	同上	2mg/ℓ以下
フェノール類	5mg/ℓ以下	同上	5mg/ℓ以下
溶解性鉄	10mg/ℓ以下	同上	10mg/ℓ以下
溶解性マンガン	10mg/ℓ以下	同上	10mg/ℓ以下
カドミウム	0.03mg/ℓ以下	同上 (H26.12改正)	0.03mg/ℓ以下
シアン	1mg/ℓ以下	同上	1mg/ℓ以下
有機リン	1mg/ℓ以下	同上	1mg/ℓ以下
鉛	0.1mg/ℓ以下	同上	0.1mg/ℓ以下
六価クロム	0.5mg/ℓ以下	同上	0.5mg/ℓ以下
砒素	0.1mg/ℓ以下	同上	0.1mg/ℓ以下
総水銀	0.005mg/ℓ以下	同上	0.005mg/ℓ以下

項目	達成することとした数値	根拠法令等	規制基準値
アルキル水銀	検出されないこと	堺市下水排除基準	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ以下	同上	0.003mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下	同上	0.3mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	同上	0.1mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下	同上	0.2mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	同上	0.02mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下	同上	0.04mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下	同上	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下	同上	0.4mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下	同上	3mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下	同上	0.06mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下	同上	0.02mg/ℓ以下
チウラム	0.06mg/ℓ以下	同上	0.06mg/ℓ以下
シマジン	0.03mg/ℓ以下	同上	0.03mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下	同上	0.2mg/ℓ以下
ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	同上	0.1mg/ℓ以下
セレン	0.1mg/ℓ以下	同上	0.1mg/ℓ以下
フッ素	8mg/ℓ以下	同上	8mg/ℓ以下
ホウ素	10mg/ℓ以下	同上	10mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下	同上	0.5mg/ℓ以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	同上	10pg-TEQ/ℓ以下

項目	達成することとした数値	根拠法令等	規制基準値
窒素含有量	240 mg/ℓ未満	堺市下水排除基準	240 mg/ℓ未満
リン含有量	32 mg/ℓ未満	同上	32 mg/ℓ未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、及び硝酸性窒素	380mg/ℓ未満	同上	380mg/ℓ未満
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	同上	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

(3) 騒音

項目	達成することとした数値	根拠法令等	規制基準値
騒音	朝夕 65dB 以下 (敷地境界) 昼間 70dB 以下 (敷地境界) 夜間 60dB 以下 (敷地境界)	騒音規制区域外	—

(4) 振動

項目	達成することとした数値	根拠法令等	規制基準値
振動	昼間 70dB 以下 (敷地境界) 夜間 65dB 以下 (敷地境界)	振動規制区域外	—

(5) 悪臭

項目	達成することとした数値	根拠法令等	規制基準値
臭気指数	10 (敷地境界)	H19 堺市告示 245 号	10

3. 定期的な分析測定計画

(1) ごみ質分析 4回/年

(2) 排ガス分析 運転日数が2ヶ月を超えない範囲で1回 (Dxn類は1回/年)

(3) 排水分析 余剰排水が生じた時 (Dxn類は1回/年)

注) 生活排水を除く。

(4) 処理灰分析 4回/年 (Dxn類は4回/年)

H27Fy フェニックス受入基準改定

(5) 騒音振動悪臭 1回/年

以上